

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康局
難病対策課
移植医療対策推進室

目 次

- 1. 臓器移植対策について……………1-1
- 2. 造血幹細胞移植対策について……………2-1

1. 臓器移植対策について（資料：1－1～1－5）

（1）臓器移植の現状

平成9年の臓器移植法施行から増減を繰り返していた脳死下での臓器提供者数も、平成22年の法改正以降は増加傾向にあり、令和元年は年間97例となっている。一方で、臓器提供総数は微増に留まり、令和2年12月末現在の移植希望者は、15,060人となり、提供数が移植を必要とする者の数より少ない状況である。

なお、脳死下での臓器提供については平成9年の臓器移植法施行から令和2年末時点で730例行われている。

上記のような状況であるが、本人の臓器提供の意思を尊重するためには、家族とその意思を共有しておくことが重要であることから、これまでの取組に加えて、家族と話し合う機会を増加させることを目的とした普及啓発にも取り組むとともに、脳死下臓器提供のみならず、心停止後臓器提供が可能となる医療体制の整備も更に進めていく必要がある。

（2）広報・普及啓発について

各都道府県等におかれては、移植医療に関する広報・普及啓発について、「グリーンリボンキャンペーン」において全国各地の著名なランドマークや建物をグリーンにライトアップするなど、各種の活動にご尽力いただいているが、引き続き、運転免許証の更新時や管轄下の医療保険者における被保険者証のカード化・被保険者証の更新時、マイナンバーカードの交付等、あらゆる機会をとらえ、関係機関・団体の協力を得ながら、一層のご尽力をお願いしたい。

また、一部の自治体ホームページにおいて臓器移植に関するページを作成し、普及啓発されているところであるが、今後、臓器移植についての知識の向上や臓器提供に関する意思表示を一層普及するため、各都道府県のホームページで必要な情報について掲載していただくよう、御検討をお願いしたい。

そのほか、厚生労働省においては、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的として、中学生向けのパンフレットを作成し、全国の中学校へ配布している。これに併せ、（公社）日本臓器移植ネットワーク（以下、「JOT」という）においては、教員向け資料の配付や授業で移植医療を取り上げていただくための教員向けセミナーの開催、移植を受けた方やドナー家族の方などを授業等に派遣し体験談をお話いただくこと等を、感染防止の観点からWEBでの配信等により実施することを予定しており、各都道府県等におかれては、教育委員会とも連携して、教育現場で活用できる教材やセミナーの開催についての情報提供や普及啓発への取組をお願いしたい。なお、中学生向けパンフレットを配布する際には、文部科学省初等中等教育局教育課程課に対し、臓器移植に関する普及啓発への一層の理解と協力を依頼する通知を発出するなどの連携を図っている。

（3）院内体制整備支援事業について

平成23年度からJOTの補助事業として、臓器提供に係る医療施設の体制整備

を目的とした院内体制整備支援事業を実施しており、平成 28 年度に施設の現状に合わせた支援を受けられるよう事業内容を改正してから、参加する施設が大きく増加した。臓器提供の意思表示が尊重されるためには、臓器提供に係る医療施設の体制整備が不可欠であることから、各都道府県におかれては、管内の医療施設に対し、本事業について有効に活用していただくよう働きかけをお願いしたい。

(4) 臓器提供施設連携体制構築事業について

臓器提供件数は、施設間で大きな差があり、臓器提供の経験が少ない施設においては、脳死判定やドナー評価・管理等の経験が少ないことによるスタッフの不安や、院内体制が整っていないという状況が存在している。

このため、令和元年度から JOT の補助事業として臓器提供施設連携体制構築事業を展開し、臓器提供事例が多い施設から拠点施設を選定し、臓器提供事例の経験が少ない施設等をグループ化した上で、以下の取組を実施することにより、臓器提供時の地域における連携体制の構築を図っているところである。令和 2 年度は 10 の拠点病院を選定し、73 の連携病院と連携を行って頂いているところ。

各都道府県におかれては、管内の医療施設に対して、本事業について有効に活用していただくよう働きかけをお願いしたい。

(事業内容)

① 臓器提供に関する地域における教育体制の構築

- ・ 拠点施設は、各連携施設における臓器提供に係る院内体制を整備するための助言を行う。具体的には 3 か月に 1 回、連携施設の全施設が参加するカンファレンスを開催し、実例を示しながら、臓器提供に至るまでの各手順を確認し、各施設における課題の抽出を行う。

また、研修やカンファレンスにおいて、今般の新型コロナウイルス感染症流行禍においても実施可能となるようオンラインでの方法も取り入れつつ、拠点病院は医師、看護師、検査技師、コーディネーター等の各職種への技術的助言を行い、臓器提供に関わる連携施設職員の育成を行う。

② 臓器提供事例発生時の連携施設への支援体制の構築

- ・ 連携施設において臓器提供が検討される事例が発生した場合、医学的観点から事務手続きに至るまで、全ての過程において、連携施設からの相談を受け技術的助言を行う。
- ・ 連携施設において、入院患者が「器質的脳障害により深昏睡（GCS）を認める」場合、速やかに拠点病院に連絡する体制を整備し、必要な支援を早期から行う。

③ 意思表示の確認体制の構築

- ・ 臓器の提供に関する意思表示を確実に確認できる体制の実施に努める。

2. 造血幹細胞移植対策について【資料2-1～2-9】

(1) 骨髄ドナー登録者増加（特に若年層ドナー）に向けて

造血幹細胞移植（骨髄・末梢血幹細胞移植）における主な課題は、善意の骨髄等ドナーの継続的な協力の確保である。

各都道府県等にご協力いただいたこともあり、令和元年度のドナー新規登録者数は約4万8千人で、令和元年度末現在、約53万人の方々に骨髄ドナー登録をいただいている。

一方で、現在の登録者のうち、最も多い年齢層は46歳の方であり、10年前(36歳)と比べてドナーの高齢化が進んでいる状況である。高齢ドナーは健康理由等によりコーディネートリタイアとなる割合が高く、また、骨髄等のドナーとなることができる（骨髄等の提供ができる）年齢は55歳以下となっているため、今後、ドナー数の減少が危惧され、コーディネートへの影響が懸念されている。造血幹細胞移植における安定したドナー確保の観点から、骨髄等の採取まで繋がりやすい若年層を中心に働きかけを行うことが極めて重要であると考えている。

(2) 骨髄バンク推進連絡協議会の設置等について

各都道府県等におかれては、これまで、保健所等を通じた骨髄ドナーの登録、骨髄バンク推進月間を中心とした普及啓発活動等にご協力いただいているところ。

現在、地域における骨髄バンク事業の推進等を目的とした会議体として、公益財団法人日本骨髄バンクから各都道府県に対し、「骨髄バンク推進連絡協議会」の設置をお願いしており、さらに、移植医療対策推進室からも令和2年1月21日付で室長通知を各都道府県等に対し発出し、協議会設置等の協力を依頼したところ。協議会を設置している道府県においては、関係者の相互理解が図られ、ドナー登録会の円滑な開催を行うことができていることから、未設置の都県については協議会を設置して頂くと共に、すでに協議会を設置している道府県においては、新型コロナウイルス感染症が流行している中においても、web等を活用し協議会等の定期的な開催に引き続きご協力いただきたい。

また、資料として骨髄バンク推進月間における各自治体の取組事例をまとめたので参考にさせていただき、若年層確保を視野に入れた普及啓発や骨髄等ドナー確保へのより効果的な取組をお願いしたい。

なお、都道府県に対しては「骨髄提供者登録受付業務費」として保健所でのドナー登録に必要な費用を交付税措置しており、ぜひ積極的に活用を頂きたい。

(3) 造血幹細胞移植医療体制整備事業について

本事業は、造血幹細胞移植を受けようとする患者が、どの地域においても、疾病の種類や治療ステージに応じた最適な造血幹細胞移植を受けることができ、さらに造血幹細胞移植を受けた患者が、質の保たれた生活を送り、長期のフォローアップを受けることができる医療提供体制を構築することを目的としている。

なお、平成 25 年度から 8 ブロック 9 拠点病院を選定し、事業を実施してきたところであるが、令和 2 年度から新たに 9 ブロック 12 拠点病院において事業を実施している。また、地域の病院間の連携を強化し、各地域の実情に応じた移植医療提供体制の構築を図ることを目的とし、拠点病院の指名による造血幹細胞移植推進地域拠点病院を概ね各都道府県に 1 施設程度設置している。

各都道府県等におかれては、本事業の趣旨についてご理解いただくとともに、拠点病院等の骨髄バンク推進協議会への参加を促すなど関係機関との連携についてご対応をお願いしたい。